

●期間中に、税に関する催しとして、ジョイフル1階で「中学生の税のポスター」、「中学生の税の作文・習字」、「小学生の税に関する絵はがきコンクール」および「小・中学生の税の標語」の作品展示を行います。ぜひご来場ください。

●税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、電話などで事前に予約をいただいた上で相談を受けています。

☎ 0824-72-1001（音声ガイダンスに従い、「2」を選択してください。）



毎年11月11日～17日は 税を考える週間です

～くらしを支える税～

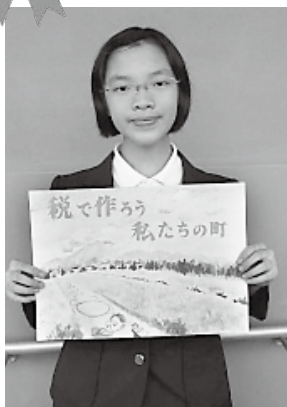
国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、ホームページ（右のコードからアクセスできます）などでさまざまな情報を提供しています。



税をテーマとしたポスター入賞作品

市内の中学生を対象に、平成28年度「税をテーマとしたポスター」を募集し、審査の結果、入賞作品を決定し表彰しました。その中から最優秀作品をご紹介します。

最優秀賞 最優秀賞 森元 真紀 さん (庄原中3年)



庄原といえば、豊かな自然がイメージされます。ポスターの青い空、連なる山々、広がる田んぼは庄原市を表しています。そんな私たちの町である庄原市を、税金でより良くしていきたいという思いをこめて、このポスターを制作しました。

最優秀賞 最優秀賞 原田真白瑠 さん (庄原中2年)



大切な税金で作られたものが、私たちの生活を支えてくれています。だから、今よりもっと税金で作られたものを大切にしていきたいし、今からつくられるもので社会を明るくしていきたいと思いつつ描きました。

農業収支計算の準備はお早めに

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。「収支計算」をするためには、収入金額と経費が分かる書類が必要です。

また、領収書を残していない経費は認められないことがありますので、農業に関係するこれらの書類をなくさないように整理保存しておきましょう。（月別集計表などの用紙は市役所にあります。）

記帳・帳簿等の保存制度

事業（農業）所得、不動産所得または山林所得を得ようとする業務を行う全ての方は、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 0824 - 73 - 1146